

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長

自衛官の制服等の着用時期について（通達）

標記について、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第21条により下記のとおり定め、平成28年11月1日から施行する。

なお、防研総第812号（21. 9. 29）は、平成28年10月31日をもって廃止する。

記

1 着用期間

着用期間	陸上自衛官	海上自衛官	航空自衛官
夏制服の着用期間	5. 15～10. 15	5. 15～10. 15	5. 1～10. 31
冬制服の着用期間	11. 16～ 4. 14	10. 16～ 5. 14	12. 1～ 3. 31
混用期間	4. 15～ 5. 14 10. 16～11. 15	4. 15～ 5. 31 10. 1～11. 15	4. 1～ 4. 30 11. 1～11. 30
第2種夏服着用期間	/	5. 15～10. 15	/
冬（略）服着用期間		10. 16～ 5. 14	

参考：海上自衛官の第2種夏服と冬（略）服は、同じ第2種着用の服装である。

2 簡易服の着用期間は、冬制服に準ずる。

関連文書：自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）

陸上幕僚監部自衛官服装規則（平成12年陸上幕僚監部達第24-1号）

海幕総第1467号（27. 10. 30）

航空幕僚監部服務規則（平成12年航空幕僚監部達第3号）

保存期間：5 年

分類番号：企総人-5-(1)